

※「声明回避・議長総括での言及」はFATFウェブサイト掲載まで対外秘

フ ァ ト フ

問. 先週開催されたFATF 10月全体会合
(10月22～24日)では、日本のマネロン・テ
ロ資金対策について、どのような議論が行わ
れたか。

(答)

- 日本からは、マネロン・テロ資金対策に係
る法整備の進捗として、警察庁主管2法案を
今臨時国会に提出した旨、FATFに報告し
た。
- FATFからは、議長総括において、日本
の法整備の重要な進捗を歓迎し、関連法案の
成立を含め、引き続き不備に対処することを
促すとの言及がなされた。
- なお、会議における各国の発言等の詳細に
ついては、非公表の扱いとなっている。

更問 1. F A T F 関連 3 法案が今臨時国会で成立しなかった場合、F A T F から何らかの措置が課せられるのか。

(答)

- 仮に法案が成立せず、F A T F からの指摘事項が改善されない場合は、来年 2 月の全体会合において、マネロン・テロ資金対策のハイリスク国として国名公表される可能性がある。
- 政府としては、今臨時国会に提出した警察庁主管の 2 法案、及び継続審議となっている法務省主管 1 法案について、速やかに法案の審議がなされ、早期に可決・成立されることを期待している。

更問 2. 共謀罪法案は、今次臨時国会へ提出する
のか。

(答)

- パレルモ条約（国際組織犯罪防止条約）を締結し、国際社会と協力して組織犯罪と戦うことは重要な課題であり、同条約を締結するための法整備については、早急にこれを実施する必要があると認識している。

- もっとも、パレルモ条約の国内担保法案については、これまでに様々な議論があり、慎重な上にも慎重な検討が必要である。政府としては、今臨時国会に法案を提出することは考えていない。

(参考1) 今臨時国会で審議される資金洗浄・テロ資金対策に係る3法案
(パレルモ条約国内担保法〔いわゆる共謀罪法案〕を除く)

広テロ資金供与の犯罪化：テロ資金提供処罰法の改正（法務省）〔継続
審議〕

広顧客管理義務の強化：犯罪収益移転防止法の改正（警察庁）

広テロリストの資産凍結：国際テロリストの財産凍結新法（警察庁）

(参考2) FATFが公表した10月全会議長総括での日本への言及

(原文)

Under the Australian Presidency, the FATF Plenary was held on 22-24 October 2014.

The main issues dealt with by this Plenary were :

Welcoming Japan's important progress in its legislative actions, and encouraging

Japan to continue to address deficiencies, including through the adoption of relevant
bills.

(仮訳)

オーストラリアの議長の下、2014年10月22日から24日に、FATF全体
会合が開催された。今次全体会合で討議した主な事項は以下の通り：

FATFは、日本の法整備における重要な進捗を歓迎し、日本が関連法案を
成立させることを含め、引き続き不備に対処することを促す。

(参考3) パレルモ条約国内担保法案に関する菅官房長官発言 (2014年9月22日午後 記者会見抜粋)

必要性については、これは世界の中でもそうしたこのテロや組織犯罪と闘うことの中で、条約上の義務を果たすために立法が必要だということは、これは否定はできないというふうに思っています。ただ、まずはこれ所管する法務省で検討されることであって、これまでも様々な議論があるわけですから、慎重な上には慎重を期すべきというふうに思っていますので、次期臨時国会で法案提出することは考えてない。

